

議案第 31 号

平成 30 年度 川根本町簡易水道事業特別会計予算

平成 30 年度川根本町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 221,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

川 根 本 町 長      鈴 木 敏 夫

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		90
	1 負担金	90
2 使用料及び手数料		105,116
	1 使用料	105,057
	2 手数料	59
3 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
4 繰入金		69,280
	1 一般会計繰入金	58,244
	2 基金繰入金	11,036
5 繰越金		2,100
	1 繰越金	2,100
6 諸収入		3,612
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	3,610
7 町債		41,000
	1 町債	41,000
歳 入 合 計		221,200

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金額
1 総務費		29,196
	1 総務管理費	29,196
2 水道事業費		117,364
	1 水道管理費	70,638
	2 水道建設費	46,726
3 基金積立費		2
	1 基金積立費	2
4 公債費		73,637
	1 公債費	73,637
5 諸支出費		1
	1 繰出金	1
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	221,200

第 2 表

## 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 20,500	普通貸借は 証券発行	政府資金 政府資金の貸付 利率による。 その他の資金 年5.0%以内 ただし、利率見直 し方式で借り入れ る資金について、利 率の見直しを行っ た後は、当該見直し 後の利率。	政府資金については、その融資条件に より、その他の資金は借入先との協議に よる。 ただし、町財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し若しくは繰上償 還又は低利に借換えすることができる。
簡易水道事業	20,500			
合 計	41,000			